

非課税世帯等緊急支援給付金 のご案内（3万円/1世帯）

受給には手続きが必要です

- 非課税世帯等緊急支援給付金（**1世帯あたり3万円**）は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月から9月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり**3万円**

給付金の支給時期

町が確認書(または申請書)を**受理した日**から**30日程度**を目安に支給します。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

(世帯全員が住民税均等割課税者から扶養されている場合も対象)

令和5年1月～9月の収入が
減少し**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

町から**確認書**が届きます。**要返送**
(未申告の方は申請書)

※令和5年6月1日時点で住民登録のある
非課税世帯の世帯主に確認書を送付します。
内容を確認し**令和5年8月31日(木)**
までに返送してください。

※**収入がなく未申告の場合は、税務窓口で申告**
後、健康福祉課へご連絡ください。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期限：**令和5年10月31日(火)**

申請時点で住民登録がある市町村に
お問い合わせください。

*収入が減少したことがわかる書類が
必要です。

詳しくは裏面「II」へ

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から大木町にお住まいの場合

- 基準日(令和5年6月1日)時点に大木町にお住まいで対象となる世帯には、大木町健康福祉課から給付内容や確認事項が書かれた**確認書**が届きます。
 - 下記内容を確認して、同封の**確認書**を大木町健康福祉課に**返信してください**。
【確認事項】確認書中段の□にチェックしてください。
 - ・世帯の中に、住民税課税となる所得がある未申告者がいないか
- 令和5年1月2日以降に転入(入国)されている場合は、**申請が必要**です。

II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なります。）

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安

単身の場合：93万円以下、母・子など2人の場合：おおよそ137万円以下

詳しくは給付金窓口へお尋ねください。

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、減額がわかる書類とともに健康福祉課へご提出ください。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中でも、受給できる場合があります

- DV等で住所地以外に避難中の方も、価格高騰緊急支援給付金をご自身が受給できる可能性があります。給付金を受給するためには、町での**手続きが必要**です。



住民税非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに県・市町や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、町や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

大木町役場 健康福祉課 「非課税世帯等緊急支援給付金」窓口



0944-32-1060

受付時間 平日9:00～17:00